

QT PRO SD-WAN サービス利用規約

1.0版

2023年2月1日
株式会社QTnet

目次

第1章 総則

第1条（規約の適用）

第2条（規約の変更）

第3条（用語の定義）

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスのプランおよび必要条件）

第5条（提供区域）

第3章 契約

第6条（契約の単位）

第7条（契約期間）

第8条（契約の申込）

第9条（契約申込の承諾）

第10条（契約申込内容の変更）

第11条（機器の設定変更）

第12条（権利の譲渡の禁止）

第13条（開通後のタイプ変更）

第14条（契約期間満了後の継続利用）

第15条（契約者による解除）

第16条（当社による解除）

第4章 禁止事項

第17条（禁止事項）

第18条（利用に係わる契約者の義務）

第5章 利用中止等

第19条（利用中止）

第20条（利用停止）

第6章 料金等

第21条（料金等）

第22条（料金の支払い義務）

第23条（料金等の支払い）

第24条（延滞損害金）

第25条（消費税）

第26条（端数処理）

第7章 損害賠償

第27条（損害賠償）

第28条（免責事項）

第8章 秘密情報その他の扱い

第29条（秘密情報の保護）

第30条（個人情報等の保護）

第9章 雑則

第31条（機器設置場所の提供等）

第32条（準拠法）

第33条（反社会的勢力の排除）

第34条（合意管轄裁判所）

第35条（協議）

第36条（通知または連絡）

附則

別紙【料金表】

第1章 総則

第1条（規約の適用）

「QT PRO SD-WAN サービス利用規約」（以下、「本規約」という。）は、株式会社 QTnet（以下、「当社」という。）が提供する QT PRO SD-WAN サービス（以下、「本サービス」という。）の提供条件を定めたものです。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、提供条件（料金その他を含む）は変更後の規約に基づくものとします。

第3条（用語の定義）

本規約で使用する用語の意味は次の通りとします。

用語	用語の意味
契約者	本サービスを利用する者
本件ソフトウェア	機器にインストールされるJuniper Networksのソフトウェア （当社は、本サービスの性能/機能の向上などにより予告なしにソフトウェアを変更することがあります）
機器	本サービスにおいて当社が契約者に提供するハードウェア
コンダクタ	機器を一元管理するソフトウェア
ヒアリングシート（Step1）	ネットワーク構成、拠点数などをヒアリングするシート
ヒアリングシート（Step2）	機器のIPアドレスや接続構成など、機器設定のための詳細情報をヒアリングするシート

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスのプランおよび必要条件）

1. 当社は、契約者に対し、【別紙】料金表に定めるメニューを提供し、また契約者から請求があったときは、【別紙】料金表に定めるオプションサービスを提供します。
2. 本サービス利用にあたっては、インターネット接続ができることが必要条件となり、インターネット接続回線などの環境は契約者にて準備いただきます。

第5条（提供区域）

1. 本サービスは、日本国内（北海道・本州・四国・九州・沖縄本島）のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。
2. 【別紙】料金表に定める通り、メニューにより、前項に加え提供できない場合があります。

第3章 契約

第6条 (契約の単位)

一つの契約単位での最低提供台数は、SD-WAN タイプは2台、LBO タイプは1台とします。

第7条 (契約期間)

1. 本サービスには、【別紙】料金表に定めるところにより契約期間があります。
2. 契約期間の起算日は、第8条 (契約の申込) にて規定する申込書記載の利用開始日、または当社が機器の稼働確認した日の当月1日とします。

第8条 (契約の申込)

本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って当社に申し出ていただきます。

- (1) 申込書
- (2) ヒアリングシート (Step1)
- (3) ヒアリングシート (Step2)

第9条 (契約申込の承諾)

1. 当社は、本サービスの申込があったときは、受付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを契約者に提供することが技術的その他の理由により困難である場合
 - (2) 契約者が本契約締結の際に当社に提供した情報に虚偽があった場合
 - (3) 契約者が本サービス料金その他の費用の支払いを怠り、または怠るおそれがある場合
 - (4) 契約者が本規約その他本サービス契約に違反し、または違反するおそれがある場合
 - (5) 契約者が過去に当社から利用契約を解除され、または本サービスを停止されていた場合
 - (6) 契約者、契約者の取締役、執行役その他の役員、業務執行者もしくは無限責任を負う社員または契約者を実質的に支配する者が、現在もしくは過去5年間において反社会的勢力でありもしくはあった場合、または、現在もしくは過去5年間において反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係がありもしくはあった場合
 - (7) 契約者、契約者の取締役、執行役その他の役員、業務執行者もしくは無限責任を負う社員または契約者を実質的に支配する者が、法令違反、犯罪もしくはそれらのおそれのある行為をした場合、または、刑事事件に関与している疑いがあることにより本サービス契約を締結することによって当社の信用が害されるおそれがある

場合

(8) 当社の業務の遂行上著しい支障がある場合、または支障があるおそれがあると当社が判断した場合

(9) 前各号のほか、当社が、契約締結を適当でないと判断した場合

3. 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第10条（契約申込内容の変更）

1. 契約者は、第8条（契約の申込）に定める事項の変更を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
3. 契約者は利用者の申込内容に変更が生じた場合は速やかに当社に届け出るものとします。

第11条（機器の設定変更）

1. 契約者は、機器の設定変更を請求することができ、設定変更の申込は申込書で受け付けます。
2. 料金については、【別紙】料金表に記載する料金が発生します。
3. 当社は、第1項および第2項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第12条（権利の譲渡の禁止）

1. 本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は理由の如何にかかわらず、本規約の地位を第三者に承継させ、もしくは本規約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。
2. 本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号およびそれに付随する情報、技術全般に関する産業財産権、著作権等、知的財産権（著作権法第27条および第28条の権利を含む、以下、「知的財産権」という。）は、当社または権利者に帰属するものとします。

第13条（開通後のタイプ変更）

第9条（契約申込の承諾）の承諾後から契約期間中において、タイプ変更することはできません。

第14条（契約期間満了後の継続利用）

契約期間満了した場合、自動的に解除となります。契約延長する場合は、契約期間満了までに新たな申込が必要です。

第15条（契約者による解除）

1. 契約者が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社に当社所定の方法により申し出ていただきます。
2. 当社は、前項の規定により申し出た解除希望日をもって本サービスの解除日とします。ただし、契約者が申し出る解除希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。
3. 契約期間中における解除の場合、契約の残余期間分の月額利用料等を当社が規定する期日までに一括にて支払っていただきます。
4. 機器の亡失やお客さまの過失による障害の場合は、【別紙】料金表に規定する金額を支払っていただきます。

第16条（当社による解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。また、本条の各号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとし、契約の残余期間分の月額利用料等を当社が規定する期日までに一括にて支払っていただきます。

- (1) 第20条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ①支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ②手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ④破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第4章 禁止事項

第17条（禁止事項）

1. 契約者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する場合
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれのある行為

- (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれにつき勧誘する行為
 - (6) 本サービスにより利用する情報を改ざんまたは消去する行為
 - (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (9) 当社もしくは第三者の設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (10) 当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
 - (11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような行為
 - (12) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - (13) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - (15) その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為
2. 前項に違反することにより、当社または他のサービス利用者を含む第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの費用と責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第18条（利用に係わる契約者の義務）

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
- (1) 当社が本利用規約に基づき設置した機器を分解し、もしくは損壊しないこと
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本利用規約に基づき提供する機器に他の機械、付加物品等を取り付けないこと
 - (4) 当社が本利用規約に基づき設置した機器を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 契約者は、当社から付与された ID、パスワード、およびシリアル番号（以下、「ID 等」という。）を善良な管理者の注意をもって使用および管理します。
 - (6) 契約者は、ID 等を第三者（利用者は除く）に譲渡し、または利用させないものとします。
 - (7) 契約者は、ID 等が窃用されもしくは窃用される可能性があることが判明した場合、または不正使用が想定される事態が発生した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示があるときにはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、一切の責任を負わないものとします。
2. 契約者は、前項の規定に違反して機器を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、機器損害金を支払っていただきます。

第5章 利用中止等

第19条 (利用中止)

1. 当社は、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき、本サービスの利用を中止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を中止・中断するときは、当社が適切と判断する方法により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条 (利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 当社のお名譽もしくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第17条(禁止事項)、第33条(反社会的勢力の排除)の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - (6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (7) 当社に損害を与えたとき。
 - (8) 本規約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (9) 登録事項に虚偽の事実があることが判明したとき。
 - (10) 他の契約者のサービス提供に支障を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (11) 本サービスに係る費用、料金その他債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (12) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者および利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第6章 料金等

第21条 (料金等)

当社が提供する本サービスの料金(月額利用料、オプション費用(以下、「料金等」という。))は、【別紙】料金表の定めのとおりとします。

第22条（料金の支払い義務）

1. 契約者は、本サービスの契約に基づき当社が提供を開始した日から契約の解除または満了する日までの期間について、【別紙】料金表の月額利用料の支払いを要します。
2. 前項の期間において、下記の場合も支払いを要します。
 - (1) 利用中止や利用停止
 - (2) 機器の障害などにより本サービスが利用できなかったとき
 - (3) 第4条（本サービスのプランおよび必要条件）第2項における契約者が準備するインターネット接続環境の不具合による本サービスが利用できなかったとき
3. 契約者は、本サービスの契約に基づき申込を行い、または初期費用およびオプション費用を要する事項を請求し、その承諾を受けた時は、【別紙】料金表のオプション費用の支払いを要します。

第23条（料金等の支払い）

契約者は、請求書記載の支払期日までに、当社に対して第21条（料金等）の料金を支払うものとし、また、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第24条（延滞損害金）

1. 契約者が、サービス料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額（1年を365日として日割計算）を、延滞損害金として支払うこととします。
2. 前項の延滞損害金の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第25条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとし、また、

第26条（端数処理）

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 損害賠償

第27条（損害賠償）

1. 契約者またはその他契約者の関係者が本規約に違反する行為により当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対し、その損害に対する賠償を請求できるものとし、また、
2. 当社は、当社が提供する機器の障害または第4条（本サービスのプランおよび必要条件）

に定める契約者準備のインターネット接続環境が全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。）が生じた場合であっても当社から契約者への損害賠償は行いません。

第28条（免責事項）

当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定、改廃、公権力による命令・処分、同盟罷業、その他の争議行為、建物閉鎖、電気・水道・ガス等の供給停止、輸送機関の事故・遅延・渋滞、その他当社の責めに帰することができない事由により、契約者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

第8章 秘密情報その他の扱い

第29条（秘密情報の保護）

1. 本規約における秘密情報とは、契約者および当社が相手方に開示するにあたって書面等により秘密であることを明示した情報、または、口頭で開示した場合には2週間以内に秘密であることを書面で通知した情報をいい、情報受領者は秘密情報を自己の役員、従業員、弁護士その他法律上守秘義務を負う専門家以外の第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号に定める情報は秘密情報にあたらぬものとします。
 - (1) 相手方から受領する以前に既に保有していた情報
 - (2) 相手方から受領する以前に公知であったか、または相手方から受領した後に自らの責めによらず公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに受領した情報
 - (4) 法令の定めに基づきまたは権限のある官公署から開示を要求された情報
2. 前項の規定にかかわらず、本規約に基づく本サービスの内容、本サービスの提供にあたり使用している機器情報は秘密情報にあたるものとします。

第30条（個人情報等の保護）

1. 契約者は、当社（業務委託先を含む）が本サービス提供のため、提供の過程において契約者情報、各機器の設定情報、および本サービスで閲覧できる各機器やモバイル端末の利用状況（以下、これらを個別に又は総称して「個人情報」という。）を知り得ることについて、同意していただきます。
2. 当社は、契約者の個人情報を、「プライバシーポリシー(<http://www.qtnet.co.jp/privacy/>)」に基づき、適切に取り扱うものとします。
3. 当社は、契約者の個人情報を、「プライバシーポリシー(<http://www.qtnet.co.jp/privacy/>)」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
4. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲内で、契約者の個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
5. 当社は次の各号を除き、契約者以外の第三者に契約者の個人情報を提供しないものとします。

- (1) 契約者の同意がある場合
 - (2) 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合
 - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合
 - (5) 緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断した場合
6. 当社は、利用契約が終了し、当社所定の保存期間が経過した時点で、契約者の個人情報を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとします。

第9章 雑則

第31条（機器設置場所の提供等）

1. 当社が提供する各機器を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
2. 当社が提供する各装置に必要な電源は、契約者から提供していただきます。

第32条（準拠法）

本規約および本サービスの当社所定の申込書は、日本の法律に従って作成または締結されたものとし、日本の法律に従って解釈されるものとします。

第33条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであ

ること

2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わないものとします。

第34条（合意管轄裁判所）

本規約に関連する訴訟については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（協議）

本規約に定めのない事項または疑義のある事項については、契約者および当社は誠意をもって協議の上処理解決するものとします。

第36条（通知または連絡）

契約者と当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。

附則

この利用規約は、2023年2月1日から実施します。

別紙【料金表】

【1. 各プランなど】

本サービスの料金表で規定するプラン、保守種別およびオプションサービスの概略は次の通りとします。

(基本メニュー)

メニュー	内容
SD-WAN タイプ	全ての SD-WAN サービス機能
LBO タイプ	SD-WAN サービス機能の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・コンダクタからの一元管理 ・インターネットローカルブレイクアウト機能

(オプションサービス)

オプションメニュー		内容
設計支援	設計支援	・設計支援をご要望いただいたお客さまの SD-WAN 設計、ヒアリングシート作成を実施
オンサイト 設置工事	オンサイト設置工事 平日 9:00~17:00	・お客さま指定の場所へ SD-WAN ルータの設置代行作業
	オンサイト設置工事 上記以外	・お客さま指定の場所へ SD-WAN ルータの設置代行作業
保守レベル 変更	SD-WAN ルータ オンサイト保守 平日 9:00~17:00	・基本サービスの先出しセンドバックをオンサイト保守に変更
	SD-WAN ルータ オンサイト保守 24h365d	・基本サービスの先出しセンドバックをオンサイト保守 (24 時間 365 日) に拡張
	SD-WAN ルータ コールドスタンバイ保 守	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの拠点に回線情報を投入した機器を事前配備 ・機器故障時にお客さまにて機器交換を実施 ・故障機をお客さまから当社指定先に送付し、交換品をお客さま指定先に送付
契約内容の 変更	NW 設定変更作業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンダクタ上から既設装置へのデータ変更、拠点追加対応など 作業条件 <ul style="list-style-type: none"> ・物理的変更、オンサイトは伴わないものとする ・SI/設計変更を伴う NW 構成変更の場合は都度協議
	HW タイプ変更	SD-WAN ルータのハードウェアタイプ変更

【2. 料金】

1. 月額利用料

①基本メニュー（初期費用は不要）

タイプ	品目	月額提供価格 (5年)	月額提供価格 (3年)	月額提供価格 (1年)
SD-WAN	10M	11,000 円	15,000 円	30,000 円
	100M	17,000 円	21,000 円	39,000 円
	100M-LTE	18,000 円	22,000 円	41,000 円
	1G	42,000 円	50,000 円	92,000 円
LBO	10M	10,000 円	15,000 円	29,000 円
	100M	16,000 円	19,000 円	35,000 円
	100M-LTE	17,000 円	21,000 円	37,000 円
	1G	38,000 円	43,000 円	82,000 円

②オプションサービス

品目		提供価格
オンサイト保守	平日 9:00~17:00	月額 1,700 円
	24h365d	月額 2,600 円
コールドスタンバイ保守	10M	月額 5,300 円
	100M	月額 5,300 円
	100M-LTE	月額 6,200 円
	1G	月額 11,600 円
オンサイト設置	平日 9:00~17:00	71,000 円
タイプ変更	—	17,000 円
移転費用	—	71,000 円
NW 設定変更	—	無料

※上記以外のオプションメニューは、個別見積とします。

※表記の金額は全て税抜です。別途消費税がかかります。